

第4章

指標と目標

1 指標と目標

本プランを実効性のあるものにするため、下記の通り目標値を設定するとともに、進捗管理を行い、事業の推進を図ります。

目 標	施策の 方向	具 体的 施策	推 進 項 目 No.	推 進 項 目	指 数 項 目	策定時 直近値 (3年度) (2021)	目標値 (9年度) (2027)	担 当 課
I	1	(2)	3	女性職員の登用推進	管理職(主幹級以上)に占める女性職員の割合 (大牟田市特定事業主行動計画※)	12.0%	15.0%	人事課
I	1	(2)	3	女性職員の登用推進	監督職(主査・副主査級)に占める女性職員の割合 (大牟田市特定事業主行動計画※)	27.7%	30.0%	人事課
I	2	(1)	12	市における男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進	男性職員の子育て目的の特別休暇の取得率 (大牟田市特定事業主行動計画※)	80.7%	100.0%	人事課
I	2	(2)	14	仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進	教育・保育施設に入所できた児童の割合	100.0%	100.0%	子ども育成課
I	2	(2)	14	仕事と家庭が両立できる環境づくりの推進	学童保育所・クラブに入所できた児童の割合	99.3%	100.0%	子ども育成課
I	3	(1)	15	審議会等委員への女性の参画推進	女性委員の登用率 ※1	33.3%	40.0%	総合政策課 人権・同和・男女共同参画課
I	3	(1)	16	女性人材リストの充実・活用	登録者数	36人	50人	人権・同和・男女共同参画課
II	1	(4)	34	人権侵害防止のための啓発	社会全体の中で、「男女の地位が平等である」と回答した市民の割合	13.3%	25.0%	人権・同和・男女共同参画課
II	2	(2)	41	生活困窮者の自立に向けた各種生活支援	生活困窮者の相談窓口を知っている人の割合	45.3%	50.0% ※2	福祉課(地域支援担当)

目 標	施策の 方向	具 体的 施策	推 進 項 目 No.	推 進 項 目	指 数 項 目	策 定 時 直 近 値 (3年 度) (2021)	目 標 値 (9年 度) (2027)	担 当 課
Ⅱ	3	(1)	42	女性の健康力推進 (乳がん・子宮頸がん 検診)	乳がん検診受診率（国保被 保険者で市の検診を受診し た人の割合）※3	12.6%	全国平均 以上	健康づくり課
					子宮頸がん検診受診率（国 保被保険者で市の検診を受 診した人の割合）※4	10.1%		
Ⅱ	3	(1)	43	食育に関する実践力の 向上（食育普及啓発事 業）	主食・主菜・副菜をそろえて 1日2回以上毎日食べる市 民の割合	42.9%	50.0%	健康づくり課
Ⅱ	3	(2)	45	妊婦健康診査の推進	妊娠 11 週以内での妊娠の 届出率	87.5%	93.0% ※5	子ども家庭課
Ⅲ	1	(1)	53	固定的役割分担※にと らわれない意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」とい う考えについて「同感しな い」「どちらかといえば同感 しない」と回答した市民の 割合	65.0%	70.0%	人権・同和・男 女共同参画課
Ⅲ	1	(2)	56	家庭教育支援講座の実 施	家庭教育支援事業（講座・講 演会）の実施回数	5回	9回	生涯学習課
Ⅲ	2	(1)	57	学校教育全体を通じた 指導等の充実	児童生徒への性的少数者※ の人権に関する指導等の実 施率	85.0%	100.0%	学校教育課 指導室

※1 女性委員数÷地方自治法（第202条の3）に基づく審議会の委員総数×100

※2 R5(2023)年までの目標値。（アクションプログラムの策定時に見直し）

※3 国保被保険者で市の乳がん検診を受診した人÷国民健康保険の被保険者×100

※4 国保被保険者で市の子宮頸がん検診を受診した人÷国民健康保険の被保険者×100

※5 「妊婦健康診査の推進」の「妊娠11週以内での妊娠の届出率」の策定時直近値は、H29～R2(2017～2020)年度の率の平均値。

第5章

プランの推進

第4次プランの多岐にわたる取組みを着実に実施していくため、全庁的な調整や進捗管理を行うとともに、男女共同参画を総合的に推進するための体制を強化します。

また、市民団体や関係機関、国・県等と連携し、効果的な施策の推進を図ります。

1 大牟田市男女共同参画審議会

「大牟田市男女共同参画審議会」は、大牟田市男女共同参画推進条例第31条に基づき設置しています。市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するほか、男女共同参画計画（プラン）に基づき、市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べることなどを役割としています。

2 大牟田市男女共同参画推進本部

男女共同参画社会^{*}の形成に向けた取組みは、あらゆる分野にわたる全庁的な取組みが必要であることから、市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部長級を本部員とする「大牟田市男女共同参画推進本部」において、男女共同参画の推進をめざす施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

3 大牟田市男女共同参画センター

男女共同参画社会^{*}の実現に向けた活動の拠点として、国・県の動向を的確に踏まえて、男女平等や女性問題に関する情報収集及び提供、市民・女性グループ・各種団体の活動促進、相談事業、調査等多様な機能の充実に努めます。

4 市民団体や関係機関等との連携

男女共同参画社会^{*}に向けて、自主的に活動を行う市民団体やグループ等を支援・育成し、連携を図るとともにネットワーク化を進めます。

ワーク・ライフ・バランス^{*}の推進にあたっては、関係機関と連携し取り組みます。

5 「第4次おおむた男女共同参画プラン」の進行管理

男女共同参画社会^{*}の実現に向けた施策の推進を確実なものとするために、毎年、推進状況について調査し、報告書を公表します。

6 国・県等との連携

プランを推進するにあたっては、国・県等との連携強化に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

